

六戸町住宅用太陽光発電システム導入支援事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）の設置（以下「補助事業」という。）に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で当該補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、六戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年六戸町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象経費及び補助金の額)

第2条 補助対象経費は、発電システム（太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、交流側開閉器、余剰電力販売用電力量計等）の設置に要する経費とする。

2 平成24年度太陽光発電普及拡大センター補助分の補助金の額は、発電システムの太陽電池最大出力1kW当たり4万円とし、1件当たり16万円を限度とする。また、平成25年度太陽光発電普及拡大センター補助分の補助金額は発電システムの太陽電池最大出力1kW当たり2万円とし、1件当たり8万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金交付申請)

第3条 申請は、補助金交付申請書（様式第1号）による。

2 町長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 発電システムの設置工事に係る工事請負契約書の写し（建売住宅の場合にあつては、売買契約書の写し）
- (2) 一般社団法人太陽光発電普及協会 太陽光発電普及拡大センターが発行する補助事業交付決定通知書の写し
- (3) 発電システムの設置場所を示す案内図
- (4) 町税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書（様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、補助金の交付申請を行った者に対し、必要に応じて発電システムの設置工事等に関する書類の提示を求めることができる。

(決定の通知)

第4条 町長は、補助金の交付申請があつた場合は、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するものとし、補助事業者に対し通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第5条 補助事業者が補助事業対象事業の内容を変更するとき又は補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等により内容を審査し、変更等を承認したときは、その旨を補助事業者に対し通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又、町長が定める日までに、実績報告書(様式第3号)に次の町長が必要と認める書類を添えて町長に報告しなければならない。

2 町長が認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者本人の住民票(発行日より3箇月以内のもの)
- (2) 発電システムの設置工事が適正に施工されたことを証する写真(太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの)
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 町長は、第6条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付時期)

第8条 補助金は、第7条の規定によりその額の確定した後、補助事業者からの請求書(様式第4号)に基づき、一括交付する。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、発電システムの設置後において、町長の要求があった場合は、補助事業の遂行の状況に関し、町長に報告しなければならない。

(手続代行者)

第10条 補助事業者は、発電システムを販売する者(以下「手続代行者」という。)に対し、補助事業の関係書類に係る手続きの代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、前項の規定により依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。

(財産の処分の制限等)

第11条 財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの

期間とし、同条第3号の規定により処分の制限を受けるものは、補助対象システムとする。

- 2 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産（以下単に「財産」という。）を耐用年数の期間内に処分する場合、あらかじめ住宅用太陽光発電システム処分承認申請書（様式第5号）により町長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定により承認を受けた場合において、財産の処分による収入があった場合には、当該補助金の返還をしなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
（失効）
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

別記（第4条関係）

- (1) 補助金の交付を申請しようとする者が、町内に居住し、又は居住しようとしている者で、電灯契約を結んでいる個人であること。
- (2) 補助金の交付を申請しようとする者が、この要綱により既に補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 補助金の交付を申請しようとする者が、町税（町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）を滞納していない者。
- (4) 発電システムを設置する建物は、居住の用に供されているものであること（店舗、事務所等との兼用は可とする）。
- (5) 居住の用に供する床面積が当該建物の延床面積の概ね2分の1以上を占める併用住宅又は当該住宅に附属する車庫、物置等へ新規に発電システムを設置するものであること。
- (6) 発電システムを設置する建物が補助金の交付を申請しようとする者の所有物でない場合は、所有者の設置承諾が証明できること。
- (7) 工事請負契約書の契約年月日が、平成24年度4月1日以降であること。
- (8) 発電システムは、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（日本工業規格に規定している太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満は、切り捨てるものとする。））が10kW未満であること。
- (9) 発電システムの一定の品質・性能が確保され、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。
- (10) 発電システムは、太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。
- (11) 発電システムの太陽電池モジュールが日本工業規格に定められた性能を満たすものであること。
- (12) 一般社団法人太陽光発電普及協会 太陽光発電普及拡大センターの補助制度を活用し、補助金交付決定通知書を受けていること
- (13) 発電システムは、未使用品であること（中古品は、対象外とする。）。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、町長が別に定める（必要と認める）基準